

## 議案第 1 号

### 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

#### 提案理由

給与の適正化を図るため、給料を減額する特例措置に関し、職務の級が 5 級の職員については廃止し、職務の級が 6 級から 8 級までの職員については減額割合を改定するとともに、保育園における医療的ケア児の受入体制の整備に伴い、特殊勤務手当として医療的ケア手当を創設するため提案するものです。

## 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1 から 17 まで 略<br/>(令和5年4月1日から当分の間に支給する給料の特例)</p> <p>18 令和5年4月1日から当分の間、給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）のうち、その職務の級が<u>6級</u>から8級までのものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p><u>(1) 職務の級が6級の職員 100分の2</u></p> <p><u>(2) 職務の級が7級及び8級の職員 100分の3</u></p> <p><u>(3) 職務の級が7級及び8級の職員 100分の3</u></p> | <p>附 則</p> <p>1 から 17 まで 略<br/>(令和5年4月1日から当分の間に支給する給料の特例)</p> <p>18 令和5年4月1日から当分の間、給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）のうち、その職務の級が<u>5級</u>から8級までのものに係る給料月額は、給料月額 <u>（附則第22項から第25項までの規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定により支給される給料を含む。）</u> から当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p><u>(1) 職務の級が5級の職員 100分の2</u></p> <p><u>(2) 職務の級が6級の職員 100分の3</u></p> <p><u>(3) 職務の級が7級及び8級の職員 100分の3</u></p> |

**員 100分の2.5**

19から27まで 略

別表第3（第12条関係）

| 種類                       | 支給額       |
|--------------------------|-----------|
| 危険作業手当の項から環境現場作業手当の項まで 略 | 略         |
| 医療的ケア手当                  | 日額 500円以内 |

**員 100分の3.5**

19から27まで 略

別表第3（第12条関係）

| 種類                       | 支給額       |
|--------------------------|-----------|
| 危険作業手当の項から環境現場作業手当の項まで 略 | 略         |
| 医療的ケア手当                  | 日額 500円以内 |

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。